

理事長コラム 第4回

「高次脳機能障がいと損害賠償」

NPO 法人福岡・翼の会理事長 弁護士 小野裕樹

平和台法律事務所 092-761-4403

ono@heiwadai-law.jp

<http://www.f-jiko.net>

1 損害賠償とは

高次脳機能障がいの原因は病気やけがですが、それが他の人(加害者)の行為によることがあります。代表的なものが交通事故ですが、そのほか労災事故や暴行などによることもあります。その場合、被害者に生じた損害をお金に見積もって加害者に請求するのが損害賠償です。損害賠償請求はどのように行われるのか、交通事故を例にとりて説明しましょう。

2 Aさんの例

Aさん(30歳既婚・会社員)は、道路を横断中に車にはねられ、頭部外傷などにより2カ月入院しました。退院後も通院してリハビリを続け(さいわい麻痺は残りませんでした)、復職できたのですが、高次脳機能障がいが残り、以前のように仕事できません。職場でも配慮してくれたのですが、結局退職しなければならませんでした。

加害者の車には自賠責保険のほか任意保険(対人)もついていたので、Aさんは加害者側の任意保険会社(B社)とやりとりをすることになりました。Aさんは、突然降りかかった災難のために、重い障がいを負って仕事もなくなりました。大黒柱が

働けなくなった家族の生活も心配です。十分な補償をしてもらいたいのですが、保険会社の担当者と対等に交渉することなどできそうにありません。Aさんは、交通事故に詳しいC弁護士に相談することにしました。

3 弁護士への依頼と自賠責保険への請求

C弁護士は、Aさんにご家族から詳しい話を聞いたうえで、加害者側に自動車保険が（対人）が付いていることのほか、Aさんやご家族が加入している自動車保険の補償内容も確認しました。幸い、AさんはD社の自動車保険に加入しており、自分の怪我の補償をしてくれる「人身傷害保険」や、弁護士費用を出してくれる「弁護士費用特約」が使えることがわかりました。Aさんにご家族から相手方との交渉等を頼みたいとの希望があったので、C弁護士は、今後の見通しを説明した上で、加害者に対する損害賠償請求事件の依頼を受けました。

C弁護士は、まず、自賠責保険に対する請求（被害者請求といいます）をすることにし、Aさんの家族から詳しい聞き取りを行い、主治医に面談して必要な書類を準備しました。自賠責保険に請求した結果、「後遺障害5級」（理事長コラム第2回「高次脳機能障がいと後遺障害等級認定」をご覧ください）の認定を受け、自賠責保険から1574万円が支払われました。これで当面の生活は大丈夫です。

4 保険会社との交渉

次はB社との交渉です。C弁護士は、すでに自賠責保険や保険会社から支払われた治療費や休業損害

等を除いた A さんの損害額を約 1 億円と見積もり、保険会社と交渉しました。ところが、保険会社は、損害額を争った上、A さんにも安全確認をしないまま横断歩道ではない場所を横断していた等の落ち度があり、損害額から 3 割を差し引く（過失相殺といいます）べきだと主張し、4000 万円しか払わないと譲りません。

C 弁護士は、A さんと家族に裁判をすることをすすめました。A さんは迷っていましたが、きちんと賠償を受けるためには裁判をすべきであると説明され、裁判を決意しました。

5 裁判

A さんは、C 弁護士に依頼して、約 1 億円 + 弁護士費用を請求して裁判を起こしました。加害者側は、交渉段階での主張を繰り返し、弁護士は A さんの被害の実情を訴えるとともに、相手方の車には速度違反等があり、A さんの過失は小さいと主張しました。

その後双方が主張・立証を戦わせ、判決を迎えました。裁判所は A さんの過失を 1 割としたうえ、総額約 8000 万円と遅延損害金（年 3% の割合で加害者にペナルティとして課せられます）の支払いが命じられました。裁判は確定し、B 社からは総額 8800 万円が支払われました。

さらに、C 弁護士は、裁判所が認定した損害額を前提として、D 社に人身傷害保険金を請求し、保険金 700 万円余り（A さんの過失として差し引かれた部分）回収しました。すべて終わったのは、事故から 3 年後、裁判を起こしてから 1 年半後のことでした。

6 おわりに

私が担当した事案をアレンジしたうえ、ごく簡単にご紹介しました。あくまで一例であり、請求額や認容額は事案によってさまざまであることにご注意ください。

次回は、「高次脳機能障がい者の就労と合理的配慮」についてお話しします。

今月の無駄な一枚

今年も咲きました。福岡城址（舞鶴公園）の花菖蒲園です。

